

水戸三高の校則について

○服装に関すること

- (1) 登校の際は必ず制服を着用し、所定の位置に校章を付ける。但し、授業日以外の部活動に限り、学校名の入ったジャージまたは部指定のジャージでの登校は認める。
- (2) カーディガンおよびベストを着用する場合は、黒・濃紺の無地のみ着用を認める。
- (3) コート類（コート・ジャンパー類・ダウンジャケット）は、品位のある型を選び、色は黒・紺・茶・ベージュ・グレーの単色で無地を基本とする。パーカー類（スウェット生地）は着用しないこと。
- (4) 特に清潔を旨とし、清楚な気品を保つように心掛ける。マニキュアやカラーコンタクトの使用ならびに化粧用品を使用した装飾行為はしないこと。
- (5) 髪は常に清潔に手入れをし、髪型、髪飾り等は華美にならないようにする。ゴム・シュシュは、無地の単色とし、黒・紺・茶・グレーのみとする。パーマネント、カール、人工色への加工、エクステンション及び逆毛等はしないこと。過度の手入れによる変色等もそれに含まれる。
- (6) ストッキングは黒又は肌色、ソックスの色は白・黒または制服と同色の紺とし、ワンポイントは認める。（ただし、卒業式は黒ストッキング・タイツを用いる）ルーズソックスは着用しないこと。
- (7) 登下校の際はカバン・バックを携行し、華美でないものとする。
- (8) 靴やマフラーは型や色彩に品位あるものを選ぶこと。
- (9) やむを得ず規定以外の服装を着用する場合は、異装許可願を提出し許可を受ける。

○校内生活に関すること

- (1) 授業中は制服を着用すること。
- (2) 教室移動時は教室を施錠し、下校時には教室の前後の入り口のドアを閉め、廊下側の窓をあけておく。
- (3) 所持品については、次の点に留意する。
 - ア. 金銭等の貴重品は、各自で管理を徹底する。
 - イ. 金銭、物品の貸借はしない。
- (4) 通信機器等
 - ア. 通信機器等とは、携帯電話、スマートフォン、タブレット等をさす。
 - イ. 校内では、授業や HR 等で教員の監督のもと使う場面、朝の SHR までの時間と放課後以外は、電源を切るか、機内モードに設定し、鞆等に入れておく。また、使用は学習目的に限る。

○校外生活に関すること

- (1) 交通安全
 - ア. 交通道徳を守り事故に合わないよう万全の注意をする。
 - イ. 事故にあった時には臨機の処置をとると同時に、速やかに学校に連絡をとる。
 - ウ. 列車、バス等の通学者は乗車中の言動に留意し、常に高校生としての品位を保つよう心がけ

る。

エ. 自転車通学者は、次の点を守ること。

- a. 自転車により通学しようとする生徒は、あらかじめ担任を通して届け出ること。
- b. 自転車は学校所定の場所に置き、必ず施錠すること。
- c. ヘルメットをかぶることに努める

オ. 自動二輪車（50cc.以上）の免許取得、および運転・同乗は禁止とする。

カ. 原付自転車（50cc.未満）により通学しようとする生徒は、あらかじめ担任、生徒指導部長を通して学校長の許可を受けること。ただし、交通不便地で自宅から最寄りの駅（水戸駅を除く）までとする。

（2）アルバイト

アルバイトは、経済的な理由により、学費、学年諸費の納入困難な場合には、次の条件のもと、学校長が許可する。

ア. 平日の就業時間は16時～20時とする。

イ. 土・日曜日、祝日の就業時間は9時～18時とする。

ウ. 風俗営業、旅館、娯楽場、その他好ましくない場所には従事しない。

長期休業日（春季、夏季、冬季）のアルバイトは、次の条件のもと、学校長が許可する。

ア. 公的機関であること。

イ. その期間の1/2を越えないこと。

ウ. 就業時間は9時～18時とする。

（3）自動車運転免許取得についての規定

ア. 自動車の免許取得のための自動車学校入校は、3年生の進路内定者指導（11～1月）を受けた者のみ認める。その際、自動車学校入校許可願を提出して許可を受けること。

イ. 免許取得後も、卒業までは原則自動車の運転は認めない。